

平成30年7月25日WG 事務局資料
京都市提案書

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
<p>①株式会社テムザック</p> <p>②京都市</p>	<p>「街」を変えるパーソナルモビリティ特区</p>	<p>京都市全域</p>	<p>新規開発した馬乗り型の電動車いすを福祉用途に限定せずに電動車いすと車両の両方の性質を併せ持つ「パーソナルモビリティ」(1人乗りの近距離移動用の乗り物)として、歩道・車道において活用できるようにする。</p> <p>歩道においては、従来どおり歩行者として取り扱い、6km/h以下の走行とするが、車道においては、小型特殊自動車等に新たな一類型(パーソナルモビリティ(仮称))を設け、車道走行を可能とするとともに、最高速度は、海外での水準と同様に15km/h以下とし、モビリティとしての利便性を向上させる。</p>	<p>中心市街地においては、狭隘な道路も多く、高齢化も進行していることから、より利便性の高いコンパクトな移動手段の需要が高まっている。また、観光分野においても、比較的近距離の周遊移動を得意とするモビリティのニーズが高まっている。</p> <p>本提案では、歩道・車道を含む幅広い道路環境下で、「パーソナルモビリティ」を走行可能とすることにより、「パーソナルモビリティ」が、近隣の交通移動において、より利便性・安全性の高い乗り物として、市民や外国人を含む観光客等幅広い層に提供され、福祉分野だけでなく、中心市街地の利便性向上、観光振興等の様々な分野に寄与することをねらいとする。</p> <p>さらに将来的には、観光情報や多言語翻訳等の情報通信機能の搭載、自動運転の実現化を図り、より多機能で利便性の高い「パーソナルモビリティ」に発展させ、それらが街に普及することで、地方創生や地域活性化の一層の進展が期待できる。</p> <p>なお、平成32年のオリンピック・パラリンピックにおいては、海外から選手団や観光客が自国の電動車いすを持ち込むことも想定され、国際的な水準に近い形で、受け入れ環境の法的な整備の検討が必要とされる状況においては、本提案の具現化がその対応の端緒となるものと考えられる。</p>	<p>道路運送車両法において、「パーソナルモビリティ」は車両として規定されていないため、車道走行ができない。</p> <p>道路運送車両法において、「パーソナルモビリティ」は車両として規定されておらず、同法上に最高速度についての規定がない。</p> <p>道路運送車両法において、「パーソナルモビリティ」は車両として規定されておらず、その保安基準について定められていない。</p> <p>道路交通法において、「パーソナルモビリティ」は歩行者としての規定のみが適用されるが、車両としての規定が適用されない。</p>	<p>道路運送車両法第3条 道路運送車両法施行規則第2条 道路運送車両法施行規則別表第1号</p> <p>道路運送車両法第3条 道路運送車両法施行規則第2条 道路運送車両法施行規則別表第1号</p> <p>道路運送車両法第40条～46条 国土交通省令「道路運送車両の保安基準」</p> <p>道路交通法第2条第1項第9号 道路交通法施行令第1条 道路交通法第2条第1項第11号の3 道路交通法第2条第3項</p>	<p>道路運送車両法上に、「小型特殊自動車(パーソナルモビリティ(仮称))」、「原動機付き自転車(パーソナルモビリティ(仮称))」の区分を新設し、「パーソナルモビリティ」を車両としても位置づけ、車道走行を可能とする。</p> <p>道路運送車両法上において、「小型特殊自動車(パーソナルモビリティ(仮称))」、「原動機付き自転車(パーソナルモビリティ(仮称))」が車道走行する場合、最高速度は15km/hとする。(15km/hは小型特殊自動車の速度水準であり、海外でも電動車いすはこの水準の速度を出せることが多い。)</p> <p>「小型特殊自動車(パーソナルモビリティ(仮称))」、「原動機付き自転車(パーソナルモビリティ(仮称))」に対し、セグウェイなど搭乗型移動支援ロボットと同様に保安基準を定める。小型特殊自動車では、保安基準の中で、前照灯、後部反射器、警音器等の様々な機器を取り付けることが求められているが、軽快に市街地を移動し、幅員が限られた歩道での走行も可能とする車両となるよう、小型特殊自動車より緩和された形で保安基準を設定する。</p> <p>「小型特殊自動車(パーソナルモビリティ(仮称))」、「原動機付き自転車(パーソナルモビリティ(仮称))」が歩道を通行する場合は、道路交通法上において、現行の電動車いすの規定のとおり、歩行者として取り扱い、6km/h以下での通行とする。併せて、新規に車両としての規定を加え、車道での走行を可能とする。(例えば、イギリスにおいては、電動車いすは車道・歩道両方で走行可能で、手軽な移動を担っている。)</p>